# 訪問看護重要事項説明書

# 【1】 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

法	人	名	社会福祉法人 医真福祉会
代表	長者 氏 名	2	理事長 柳農 浩右
法	人 所 在	地	大阪府八尾市大字都塚50番地1
(連絡分	<b>上及び電話番号等</b> )	)	072-991-8680

## 【2】利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

## (1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション さとやま
介護保険指定事業所番号	大阪府指定 2765590381
事業所所在地	大阪府八尾市安中町9丁目1番12号
連 絡 先	072-951-1213
管 理 者	低出 早耶香
事業所の通常の 事業の実施地域	八尾市全域

## (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	訪問看護サービス
運営の方針	対象者の特性を踏まえて生活の質の確保を重視し、健康管理・日常生活動作の維持・回復を図るとともに在宅医療を推進し、快適な在宅療養が出来るように支援を行います。

## (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間・事業所の職員体制

営	業	日	月曜日~土曜日(ただし、12月31日~1月3日を除く)	
営	業時	間	午前8時30分~午後5時まで	
営	業時間	外	待機者がステーション携帯電話を所持し、緊急相談や利用者の希望による臨時訪問に応じます。	

職	職務内容	人員数
管理者	<ul><li>1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。</li><li>2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。</li><li>3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</li></ul>	常 勤 1名

看護職員	よる 計画: な連: 2 主治( もに	訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書に 指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護 書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接 携を図ります。 の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとと 、利用者等への説明を行い同意を得ます。 者へ訪問看護計画を交付します。			
•	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を ます。	常	勤	5名
理学療法士等		者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、 しやすいように指導又は説明を行います。	非常	常勤	5名
法 士 等	の的	利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境 確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な を行います。			
		ビス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業 連携を図ります。			
	8 訪問	日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を します。			

## 【3】 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	介護保険による訪問看護サービス 各種医療保険による訪問看護サービス 保険外での全額自己負担による訪問看護サービス

## <訪問看護サービス内容>

- 1. 病状・障害の観察
  - ・血圧、脈拍、体温、呼吸数、酸素飽和度等の測定。全身状態、各種症状、日常生活動作等の観察
- 2. 清潔の保持、食事・排泄等日常生活上の看護
  - 清拭、洗髪、入浴、部分浴の介助
  - ・食事や排泄等の状況を理解した上での指導、助言
- 3. 褥瘡の予防・処置
  - ・体位変換、除圧の方法、除圧器具の選定への指導、助言
  - ・患部の消毒、治療の実施と指導(医師の指示に基づく)
  - ・栄養状態の確認、栄養補給の方法についての助言
- 4. リハビリテーション
  - ・床上での関節可動域訓練・座位、立位、歩行動作の指導・呼吸訓練、嚥下訓練
- 5. ターミナルケア・認知症の看護
- ・身体的、精神的苦痛の看護・介護負担軽減方法についての助言・24時間体制での在宅の 看取りへの支援

- 6. 療養生活や介護方法の指導
- 7. 医師の指示による医療処置
  - ・カテーテル等の交換、管理支援
  - ・在宅医療機器にまつわる管理支援(各種業者等との連携)
  - ・摘便、浣腸、導尿、ガーゼ交換、膀胱洗浄・輸液管理支援
- 8. 緊急時の相談、適切な対応
  - ・かかりつけ医の指示のもとで電話対応、訪問しての応急処置、適切な医療施設への連絡、 調整

## (2) 介護保険によるサービス提供について

サービス提供時間	単位数	利用者負担 1割	利用者負担 2割	利用者負担 3割
訪看I1(20分未満)	314単位	336円	672円	1,008円
訪看I2(30分未満)	4 7 1 単位	504円	1,008円	1,512円
訪看Ⅰ3(30分~60分未満)	823単位	881円	1,762円	2,642円
訪看 I 4 (6 0分~9 0分未満)	1128単位	1,207円	2, 414円	3,621円
訪看 I 5 × 2 (リハビリ 4 0 分未満)	588単位	630円	1, 259円	1,888円
訪看 I 5・2超 (リハビリ60分未満)	792単位	848円	1,695円	2,543円

## <介護保険各種加算料>

単位数	利用者負担 1割	利用者負担 2割	利用者負担 3割	算定要件
18時~22時				25%
22時~翌朝6時				50%
6時~8時				25%
5 7 4 単位	6 1 5円	1, 229円	1,843円	1月に1回
500単位	535円	1,070円	1,605円	1月に1回
250単位	268円	535円	803円	1月に1回
350単位	375円	7 4 9円	1, 124円	新規に計画を 作成した月
300単位	3 2 1円	642円	963円	新規に計画を 作成した月
5 0 単位	5 4円	107円	161円	1月に1回
3 単位	4円	7円	10円	1回につき
2, 500単位	2,675円	5,350円	8,025円	死亡月に1回
	18時~22時 22時~翌朝6時 6時~8時 574単位 500単位 250単位 350単位 300単位 50単位	単位数     1割       18時~22時     22時~翌朝6時       6時~8時     615円       574単位     615円       500単位     535円       250単位     268円       350単位     375円       300単位     321円       50単位     54円       3単位     4円	単位数     1割     2割       18時~22時     22時~翌朝6時       6時~8時     615円     1,229円       574単位     615円     1,070円       250単位     268円     535円       350単位     375円     749円       300単位     321円     642円       50単位     54円     107円       3単位     4円     7円	単位数     1割     2割     3割       18時~22時     22時~翌朝6時     6時~8時     6時~8時       574単位     615円     1,229円     1,843円       500単位     535円     1,070円     1,605円       250単位     268円     535円     803円       350単位     375円     749円     1,124円       300単位     321円     642円     963円       50単位     54円     107円     161円       3単位     4円     7円     10円

- ※ サービス提供開始時刻が早朝・夜間の場合は、1回につき所定単位数の25%、深夜の場合は、50%に相当する単位が加算されます。
- ※ 当ステーションは5級地に所在するため、1単位あたり10.70をかけています。
- ※ 准看護師のサービス提供については、利用料金に0.9をかけた料金となります。
- ※ 緊急時訪問看護加算は、当事業所が実施する24時間体制下での緊急時の電話相談及び臨時訪問を希望する場合にご契約いただきます。契約された方に予定外の訪問看護を提供した場合、その活動時間に相当する基本料金をその都度いただきます。契約なしでの臨時対応は出来兼ねますのでご注意ください。また、利用しなかったからということで後から契約を解消し返却されるというものではありません。
- ※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。→下段のかっこ内に記載しています。)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。
- ※ 特別管理加算(I)は①に、特別管理加算(II)は②~⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。
  - ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態
- ※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に加算します。 その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。
- イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、他系統萎縮症(綿条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頚髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める 状態

- ※ 初回加算(I)(II)は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合 に加算します。また退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。(I)は退院日当日の 訪問。
- ※ 退院時共同指導料は入院若しくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等と連携し 在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に場合に加算しま す。また初回加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 口腔連携強化加算は、口腔の健康状態の評価を実施した場合において歯科医やケアマネジャーに対し情報提供した場合に加算します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、職員の総数のうち勤続年数3年以上の者の占める割合が 30/100以上の場合に加算します。
- ※ 理学療法士等の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合に8単位(1回につき)減算します。
- ※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る 計画の作成の支援等を行った場合に加算します。
- ※ 複数名訪問看護加算は、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。
- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える 訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算しま す。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴 収しません。
- ※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問 看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限っ て、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となりま す。
- ※ 当事業所と同一建物若しくは同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となります。
  - 同一の敷地内若しくは隣接する建物とは、当該事業所と構造上、外形上、一体的な建築物 及び同一敷地内並びに隣接する敷地にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なも のを言います。
  - 同一の建物に20人以上居住する建物とは、前記に該当するもの以外で当事業所の利用者 が20人以上居住する建物を言います。
- (養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅に限る。)<br/>
  ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

# (3) 医療保険によるサービス提供について 各種保険制度、助成事業等に基づき、負担額が変わります

基本療養費・管理療養費 各種加算	診療報酬	利用者負担 1 割(3 割)	算定要件
-1-10-X-27-M-10-1-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-	7,670円	770円(2,300円)	月の初日に算定
訪問看護管理療養費	3,000円	300円 (900円)	月の2日目以降/日算定
訪問看護基本療養費 I	5, 550円	560円 (1, 670円)	週3回まで/日算定
(看護師・理学療法士等)	6, 550円	660円 (1, 970円)	週4日目以降/回算定
退院支援指導加算 (長時間行った場合)	8400円	840円 (2520円)	厚生労働大臣が定める者に指導した場合1回につき
退院支援指導加算	6000円	600円 (1800円)	
訪問看護医療 DX 情報活用 加算	5 0円	5円 (15円)	オンライン資格確認等のシステム導入している場合月に1回算 定
訪問看護ベースアップ 評価料	780円	78円 (230円)	職員の賃金の改善を実施して いる場合月に1回算定
早朝・夜間加算	2, 100円	210円 (630円)	6時~8時、18時~22時 の時間外訪問時に算定
深夜加算	4, 200円	420円 (1, 260円)	22時〜翌朝6時の時間外訪 問時に算定
長時間訪問看護加算	5, 200円	520円 (1, 560円)	人工呼吸器を使用、特別管理 加算算定患者などに90分を 超える訪問時に算定
訪問看護ターミナルケア 療養費	25,000円	2,500円(7,500円)	ターミナルケアを行った場合、死亡月に1回
難病等複数回訪問看護加算	4, 500円	450円 (1, 350円)	2回目に算定
(1日の複数回訪問時)	8,000円	800円 (2, 400円)	3回目に算定
緊急訪問看護加算 (月 14 日目まで)	2,650円	270円 (800円)	在宅支援診療所との連携時に 算定
緊急訪問看護加算 (月 15 日目まで以降)	2,000円	200円 (600円)	在宅支援診療所との連携時に 算定
24 時間対応体制加算	6, 520円	650円 (1, 960円)	月に1回算定
特別管理加算	5,000円	500円 (1, 500円)	悪性腫瘍・気切 ・留置カテーテル等
1377 11 - 1700 21	2, 500円	250円 (750円)	真皮を超える褥瘡等

※途中で介護保険の要介護認定を受けられた場合は、その認定日より介護保険によるサービス 提供となります

<sup>※ 24</sup>時間体制下での対応は希望されるすべての方に提供いたしますが、休日については有償サービス基準(後述)に基づく利用加算料を頂きます。

<sup>※</sup> 高額医療費の対象になります

## <交通費>

当ステーションからの距離(片道)	費用
2 k m未満	無料
2~5 k m未満	100円税抜(往復)
5 k m以上	200円税抜(往復)

※ 交通機関を利用した場合実費負担

<有償サービスによるサービス提供について>状況等によりお受けできない場合もあります

サービスの種類・	利 用 料	
① 時間延長の訪問看護サービス	日中	4, 400円/30分
所定の訪問看護の時間を超えた場合	夜間 • 早朝	5,500円/30分
医療保険:2時間を超えた場合 介護保険:1時間半を超えた場合	深夜	6,600円/30分
	看護師 30分	5, 500円
	看護師 60分	8,800円
② 通常の訪問看護サービス以外	理学療法士等 40分	6,600円
(自費サービス)	理学療法士等 60分	8,800円
	夜間・早朝	11,000/1時間
	深夜	13,200円/1時間
③ 医療保険利用者についての加算	休日加算	2, 200円/1回
④ 死亡時の看護	死亡後のご遺体のお世話等	<b>22</b> ,000円/1回

- ※ 夜間帯 17~22時 深夜帯 22~7時 早朝帯 7~8時
- ※ 交通費は医療保険によるサービス提供の場合と同様です
- ※ 料金は予告なく変更させていただくことがあります

#### 利用料金のお支払い方法

利用料金はサービス提供ごとに計算し、請求させていただきます。請求書は利用月の翌月にお 渡し致しますので、月末までにお支払いください。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関す る利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

訪問担当者が請求書を持参し、お支払いいただいた時、または次回訪問時に領収書をお渡し致 します。

- ※ 領収書は必ず保管されますようにお願いします。
- ※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、 正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促 から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分 をお支払いいただくことがあります。
- 【5】 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

連絡先電話番号 072-951-1213 相談窓口 同ファックス番号 担当: 砥出早耶香

072-951-1234

受付日及び受付時間 月曜日~土曜日 午前8時30分~午後17時

※ 担当する看護職員は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所 の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

## 【6】 看護職員の禁止行為

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ 利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- 【7】 虐待の防止について
- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 看護師 砥出 早耶香

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- 【8】 秘密の保持と個人情報の保護について
- (1) 当事業所及び当事業所を使用する者は、ご利用者様に安全でご安心して頂ける居宅サービスを行うために個人情報を提供して頂きます。その際、知り得たご利用者様及びご家族様に関する個人情報を正当な理由なく、第三者に提供することはありません。それ以外に個人情報を利用する必要性が生じた場合には、改めてご利用者様から同意を頂くことといたします。なお、職員の退職後についても同様とします。
- (2) 個人情報が含まれる記録物については善良な管理下のもと、細心の注意を払い管理するものとし、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- 【9】 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の 医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【10】事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その責任の範囲において損害賠償を速やかに行います。

- 【11】 サービス提供に関する相談、苦情について
- (1) 苦情処理の体制及び手順

提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)。苦情・相談等があった場合は事実確認を行い、管理者と共に対応内容・再発防止のための対応方針を検討し、ご利用者様又はご家族様にその結果を説明します。

## (2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】	電話番号 072-951-1213
訪問看護ステーション さとやま (担当:砥出・	FAX 番号 072-951-1234
根岸)	受付時間 午前8時30分~午後17時
【市町村(保険者)の窓口】	電話番号 072-924-9360
八尾市役所 地域福祉部高齢介護課	FAX番号 072-922-1005
【公的団体の窓口】	電話番号 06-6949-5418
大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険課	FAX 番号 06-6949-5417

#### 【12】身体的拘束について

事業者は原則として利用者に対して身体的拘束を行いません。但し自傷他害等の恐れがある場合等、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、切迫性・ 非代替性・一時的の要件と全て満たす時は、利用者に対して説明し同意を得たうえで必要最 低限の範囲で身体的拘束を行う事があります。

#### 【13】業務継続計画の策定について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的実施する為、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、 当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

#### 【14】重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日	
-----------------	---	---	---	--

上記内容について、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第115号)」第10条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事	所	在	地	大阪府八尾市安中町9丁目1番12号	
業	事	業所	名	訪問看護ステーション さとやま	
者	説り	月者氏	名	印	

#### 上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住	所		
	氏	名	印	

/ b TTT - I	住	所		
代理人	氏	名	印	

# 介護予防訪問看護重要事項説明書

## 【1】 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

法	人	名	社会福祉法人 医真福祉会
代表	長者 氏 名	2	理事長 柳農 浩右
法	人 所 在	地	大阪府八尾市大字都塚50番地1
(連絡分	<b>上及び電話番号等</b> )	)	072-991-8680

## 【2】利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

## (1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション さとやま
介護保険指定事業所番号	大阪府指定 2765590381
事業所所在地	大阪府八尾市安中町9丁目1番12号
連 絡 先	072-951-1213
管 理 者	低出 早耶香
事業所の通常の 事業の実施地域	八尾市全域

## (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	訪問看護サービス
運営の方針	対象者の特性を踏まえて生活の質の確保を重視し、健康管理・日常生活 動作の維持・回復を図るとともに在宅医療を推進し、快適な在宅療養が 出来るように支援を行います。

## (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間・事業所の職員体制

営	業	日	月曜日~土曜日(ただし、12月31日~1月3日を除く)
営	業時	間	午前8時30分~午後5時まで
営	業時間	外	待機者がステーション携帯電話を所持し、緊急相談や利用者の希望による臨時訪問に応じます。

職	職務内容	人員数
管理者	<ul><li>1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。</li><li>2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。</li><li>3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</li></ul>	常 勤 1名

	1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書に よる指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護 計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接 な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとと			
看護職員・	もに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。	常	勤	5名
理学療法士等	5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、 理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境 の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な 指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業 者と連携を図ります。 8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を 作成します。	非常	常勤	5名

## 【3】 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	介護保険による訪問看護サービス 各種医療保険による訪問看護サービス 保険外での全額自己負担による訪問看護サービス

## <訪問看護サービス内容>

- 1. 病状・障害の観察
  - ・血圧、脈拍、体温、呼吸数、酸素飽和度等の測定。全身状態、各種症状、日常生活動作等の観察
- 2. 清潔の保持、食事・排泄等日常生活上の看護
  - 清拭、洗髪、入浴、部分浴の介助
  - ・食事や排泄等の状況を理解した上での指導、助言
- 3. 褥瘡の予防・処置
  - ・体位変換、除圧の方法、除圧器具の選定への指導、助言
  - ・患部の消毒、治療の実施と指導(医師の指示に基づく)
  - ・栄養状態の確認、栄養補給の方法についての助言
- 4. リハビリテーション
  - ・床上での関節可動域訓練・座位、立位、歩行動作の指導・呼吸訓練、嚥下訓練
- 5. ターミナルケア・認知症の看護
- ・身体的、精神的苦痛の看護・介護負担軽減方法についての助言・24時間体制での在宅の 看取りへの支援

- 6. 療養生活や介護方法の指導
- 7. 医師の指示による医療処置
  - ・カテーテル等の交換、管理支援
  - ・在宅医療機器にまつわる管理支援(各種業者等との連携)
  - ・摘便、浣腸、導尿、ガーゼ交換、膀胱洗浄・輸液管理支援
- 8. 緊急時の相談、適切な対応
  - ・かかりつけ医の指示のもとで電話対応、訪問しての応急処置、適切な医療施設への連絡、 調整

# (2) 介護保険によるサービス提供について

サービス提供時間	単位数	利用者負担 1割	利用者負担 2割
予訪看 I 1 (20分未満)	303単位	3 2 5 円	6 4 7 円
予訪看 I 2 (3 0 分未満)	4 5 1 単位	483円	965円
予訪看 I 3 (30分~60分未満)	794単位	850円	1,699円
予訪看 I 4 (6 0 分~9 0 分未満)	1,090単位	1, 167円	2, 333円
予訪看 I 5 × 2 (リハビリ 4 0 分未満)	568単位	608円	1,216円
予訪看 I 5・2超(リハビリ60分未満)	765単位	819円	1,637円

# <介護保険各種加算料>

加算	単位数	利用者負担 1割	利用者負担 2割	算定要件
	18時~22時			25%
夜間等訪問看護加算	22時~翌朝6時			50%
	6時~8時			25%
予防緊急時訪問看護加算 (Ⅱ)	574単位	6 1 5円	1, 229円	1月に1回
特別管理加算(I)	500単位	535円	1,070円	1月に1回
特別管理加算(Ⅱ)	2 5 0 単位	268円	535円	1月に1回
予防初回加算(I) * 退院日当日	350単位	375円	749円	新規に計画を 作成した月
予防初回加算(Ⅱ)	300単位	3 2 1円	642円	新規に計画を 作成した月
口腔連携強化加算	5 0 単位	5 4円	107円	1月に1回
サービス提供体制強化 加算 II	3 単位	4円	7円	1回につき

- ※ サービス提供開始時刻が早朝・夜間の場合は、1回につき所定単位数の25%、深夜の場合は、50%に相当する単位が加算されます。
- ※ 当ステーションは5級地に所在するため、1単位あたり10.70をかけています。
- ※ 准看護師のサービス提供については、利用料金に 0.9をかけた料金となります。
- ※ 予防訪問看護緊急時訪問看護加算は、当事業所が実施する24時間体制下での緊急時の電話相談及び臨時訪問を希望する場合にご契約いただきます。契約された方に予定外の訪問看護を提供した場合、その活動時間に相当する基本料金をその都度いただきます。契約なしでの臨時対応は出来兼ねますのでご注意ください。また、利用しなかったからということで後から契約を解消し返却されるというものではありません。
- ※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。→下段のかっこ内に記載しています。)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。
- ※ 特別管理加算(I)は①に、特別管理加算(II)は②~⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。
- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

- イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、他系統萎縮症(綿条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頚髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める 状態
- ※ 予防訪問看護初回加算(I)(Ⅱ)は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を

提供した場合に加算します。また退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。(I)は 退院日当日の訪問。

- ※ 退院時共同指導料は入院若しくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等と連携し 在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に場合に加算しま す。また初回加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 口腔連携強化加算は、口腔の健康状態の評価を実施した場合において歯科医やケアマネジャーに対し情報提供した場合に加算します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、職員の総数のうち勤続年数3年以上の者の占める割合が 30/100以上の場合に加算します。
- ※ 理学療法士等の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合に8単位(1回につき)減算します。
- ※理学療法士等の利用について利用開始日の属する月から12月超の場合は、1回につき5単位を減算します。
- ※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る 計画の作成の支援等を行った場合に加算します。
- ※ 複数名訪問看護加算は、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。
- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える 訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算しま す。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴 収しません。
- ※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問 看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限っ て、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となりま す。
- ※ 当事業所と同一建物若しくは同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となります。
  - 同一の敷地内若しくは隣接する建物とは、当該事業所と構造上、外形上、一体的な建築物 及び同一敷地内並びに隣接する敷地にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なも のを言います。
  - 同一の建物に20人以上居住する建物とは、前記に該当するもの以外で当事業所の利用者 が20人以上居住する建物を言います。
- (養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅に限る。)<br/>
  ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

# (3) 医療保険によるサービス提供について 各種保険制度、助成事業等に基づき、負担額が変わります

基本療養費・管理療養費	家療報酬	利用者負担	
各種加算	197年以1971	1割(3割)	
訪問看護管理療養費	7,670円	770円(2,300円)	月の初日に算定
<b>初</b> 问有 <b>遗</b> 官垤燎 <b>食</b> 其	3,000円	300円 (900円)	月の2日目以降/日算定
訪問看護基本療養費 I	5, 550円	560円 (1, 670円)	週3回まで/日算定
(看護師・理学療法士等)	6, 550円	660円 (1, 970円)	週4日目以降/回算定
退院支援指導加算 (長時間行った場合)	8400円	840円 (2520円)	厚生労働大臣が定める者に指 導した場合1回につき
退院支援指導加算	6000円	600円 (1800円)	
訪問看護医療 DX 情報活用 加算	5 0円	5円 (15円)	オンライン資格確認等のシステム導入している場合月に1回算 定
訪問看護ベースアップ 評価料	780円	78円 (230円)	職員の賃金の改善を実施して いる場合月に1回算定
早朝・夜間加算	2, 100円	210円 (630円)	6時~8時、18時~22時 の時間外訪問時に算定
深夜加算	4, 200円	420円 (1, 260円)	22時〜翌朝6時の時間外訪 問時に算定
長時間訪問看護加算	5, 200円	520円 (1, 560円)	人工呼吸器を使用、特別管理 加算算定患者などに90分を 超える訪問時に算定
訪問看護ターミナルケア 療養費	25,000円	2,500円(7,500円)	ターミナルケアを行った場合、死亡月に1回
難病等複数回訪問看護加算	4, 500円	450円 (1, 350円)	2回目に算定
(1日の複数回訪問時)	8,000円	800円 (2, 400円)	3回目に算定
緊急訪問看護加算 (月 14 日目まで)	2,650円	270円 (800円)	在宅支援診療所との連携時に 算定
緊急訪問看護加算 (月 15 日目まで以降)	2,000円	200円 (600円)	在宅支援診療所との連携時に 算定
24 時間対応体制加算	6, 520円	650円 (1, 960円)	月に1回算定
4+ DJ 66 70 1- 66	5,000円	500円 (1, 500円)	悪性腫瘍・気切 ・留置カテーテル等
特別管理加算	2, 500円	250円 (750円)	真皮を超える褥瘡等

※途中で介護保険の要介護認定を受けられた場合は、その認定日より介護保険によるサービス 提供となります

<sup>※ 24</sup>時間体制下での対応は希望されるすべての方に提供いたしますが、休日については有償サービス基準(後述)に基づく利用加算料を頂きます。

<sup>※</sup> 高額医療費の対象になります

#### <交通費>

当ステーションからの距離(片道)	費用
2 k m未満	無料
2~5 k m未満	100円税抜(往復)
5 k m以上	200円税抜(往復)

※ 交通機関を利用した場合実費負担

<有償サービスによるサービス提供について>状況等によりお受けできない場合もあります

サービスの種類・	利用料	
① 時間延長の訪問看護サービス	日中	4, 400円/30分
所定の訪問看護の時間を超えた場合	夜間・早朝	5,500円/30分
医療保険:2時間を超えた場合 介護保険:1時間半を超えた場合	深夜	6,600円/30分
	看護師 30分	5, 500円
	看護師 60分	8,800円
② 通常の訪問看護サービス以外	理学療法士等 40分	6,600円
(自費サービス)	理学療法士等 60分	8,800円
	夜間・早朝	11,000/1時間
	深夜	13,200円/1時間
③ 医療保険利用者についての加算	休日加算	2,200円/1回
④ 死亡時の看護	死亡後のご遺体のお世話等	22,000円/1回

- ※ 夜間帯 17~22時 深夜帯 22~7時 早朝帯 7~8時
- ※ 交通費は医療保険によるサービス提供の場合と同様です
- ※ 料金は予告なく変更させていただくことがあります

## 【4】 利用料金のお支払い方法

利用料金はサービス提供ごとに計算し、請求させていただきます。請求書は利用月の翌月にお渡し致しますので、月末までにお支払いください。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

訪問担当者が請求書を持参し、お支払いいただいた時、または次回訪問時に領収書をお渡し致 します。

- ※ 領収書は必ず保管されますようにお願いします。
- ※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、 正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促 から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分 をお支払いいただくことがあります。
- 【5】 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

相談窓口<br/>担当: 砥出早耶香連絡先電話番号<br/>同ファックス番号072-951-1213<br/>072-951-1234<br/>受付日及び受付時間072-951-1234<br/>テ付日及び受付時間

※ 担当する看護職員は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所 の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

#### 【6】 看護職員の禁止行為

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ 利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- 【7】 虐待の防止について
- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 看護師 砥出 早耶香

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- 【8】 秘密の保持と個人情報の保護について
- (1) 当事業所及び当事業所を使用する者は、ご利用者様に安全でご安心して頂ける居宅サービスを行うために個人情報を提供して頂きます。その際、知り得たご利用者様及びご家族様に関する個人情報を正当な理由なく、第三者に提供することはありません。それ以外に個人情報を利用する必要性が生じた場合には、改めてご利用者様から同意を頂くことといたします。なお、職員の退職後についても同様とします。
- (2) 個人情報が含まれる記録物については善良な管理下のもと、細心の注意を払い管理するものとし、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- 【9】 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の 医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【10】事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、 利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その責任 の範囲において損害賠償を速やかに行います。

- 【11】 サービス提供に関する相談、苦情について
- (1) 苦情処理の体制及び手順

提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)。苦情・相談等があった場合は事実確認を行い、管理者と共に対応内容・再発防止のための対応方針を検討し、ご利

用者様又はご家族様にその結果を説明します。

#### (2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 訪問看護ステーション さとやま (担当:砥出・ 根岸)	電話番号 072-951-1213 FAX 番号 072-951-1234 受付時間 午前8時30分~午後17時
【市町村(保険者)の窓口】	電話番号 072-924-9360
八尾市役所 地域福祉部高齢介護課	FAX 番号 072-922-1005
【公的団体の窓口】	電話番号 06-6949-5418
大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険課	FAX 番号 06-6949-5417

## 【12】身体的拘束について

事業者は原則として利用者に対して身体的拘束を行いません。但し自傷他害等の恐れがある場合等、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、切迫性・ 非代替性・一時的の要件と全て満たす時は、利用者に対して説明し同意を得たうえで必要最 低限の範囲で身体的拘束を行う事があります。

#### 【13】業務継続計画の策定について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的実施する為、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、 当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

## 【14】重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日	
-----------------	---	---	---	--

上記内容について、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第115号)」第10条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事	所	在	地	大阪府八尾市安中町9丁目1番12号
業	事	業所	名	訪問看護ステーション さとやま
者	説り	月者氏	名	印

#### 上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住	所	
利用名	氏	名	印

<b>/</b> 华I用	住	所		
代理人	ш	名	É	]